

6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等

福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付を行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: (1) 205億円(下記①～④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2) セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業

今回の「新たな経済対策」における対応

平成21年度補正予算において実施

福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

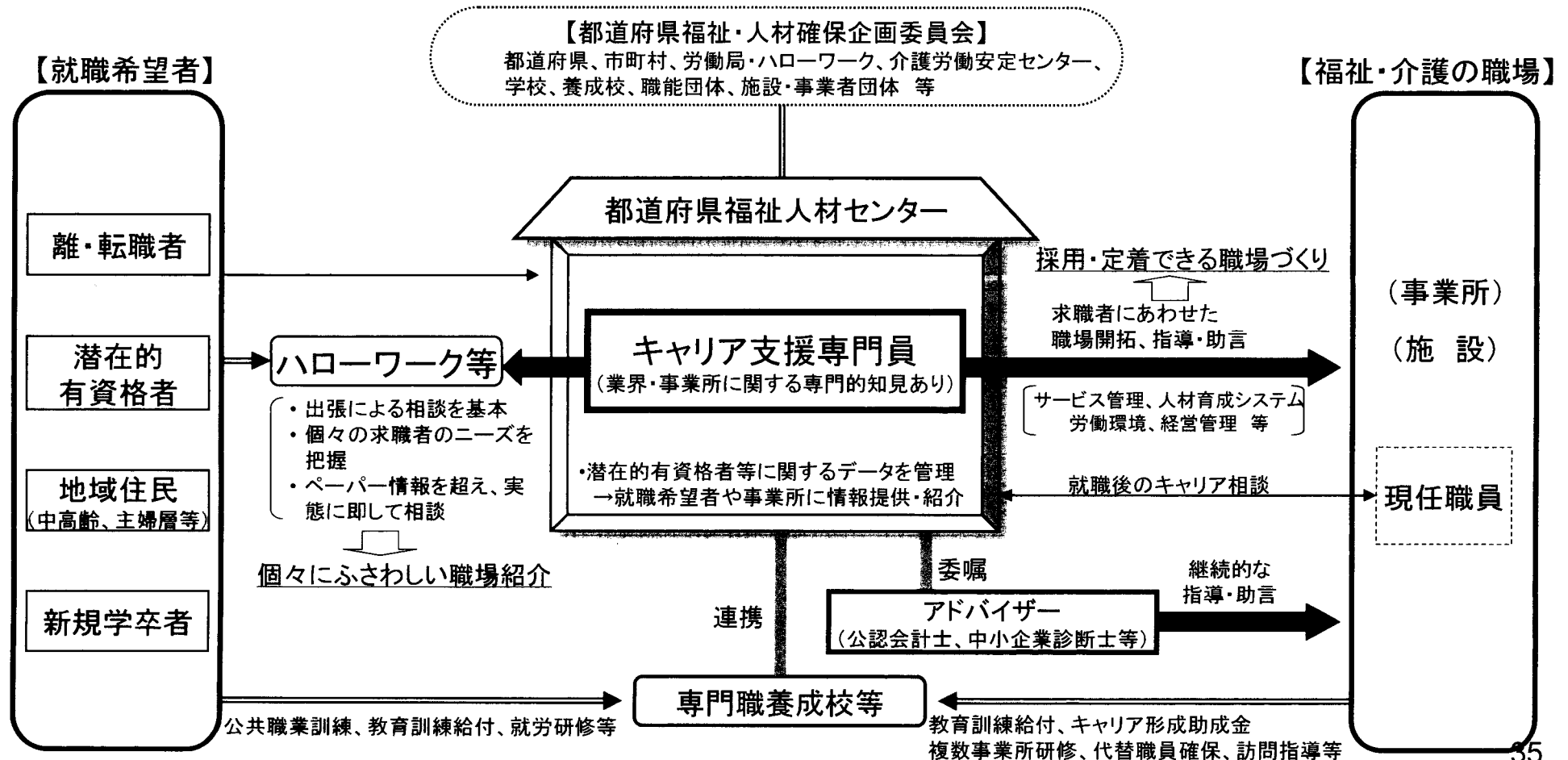
キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 要求額: 98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 実施主体: 都道府県

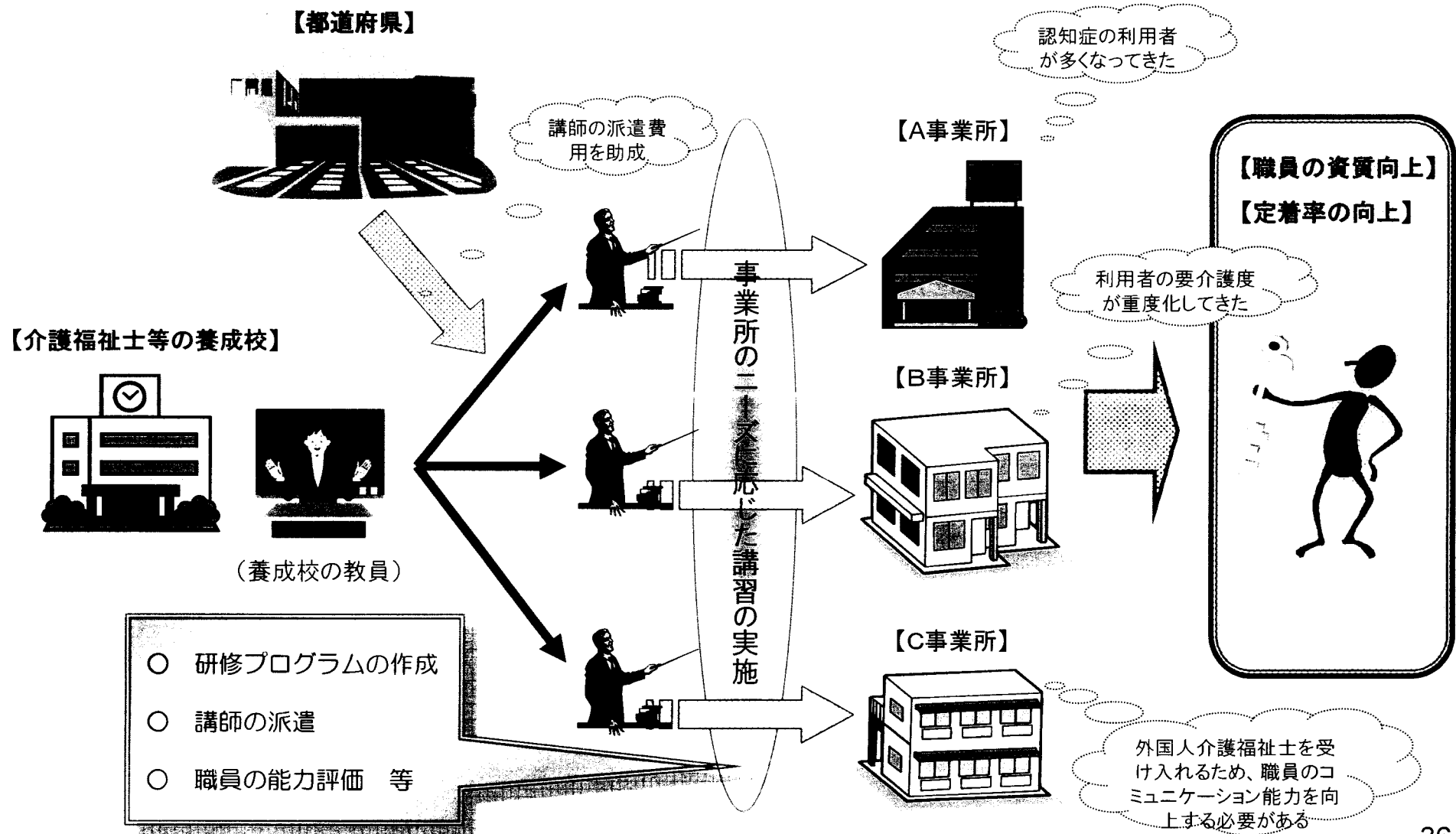
1. 福祉・介護人材マッチング支援事業

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



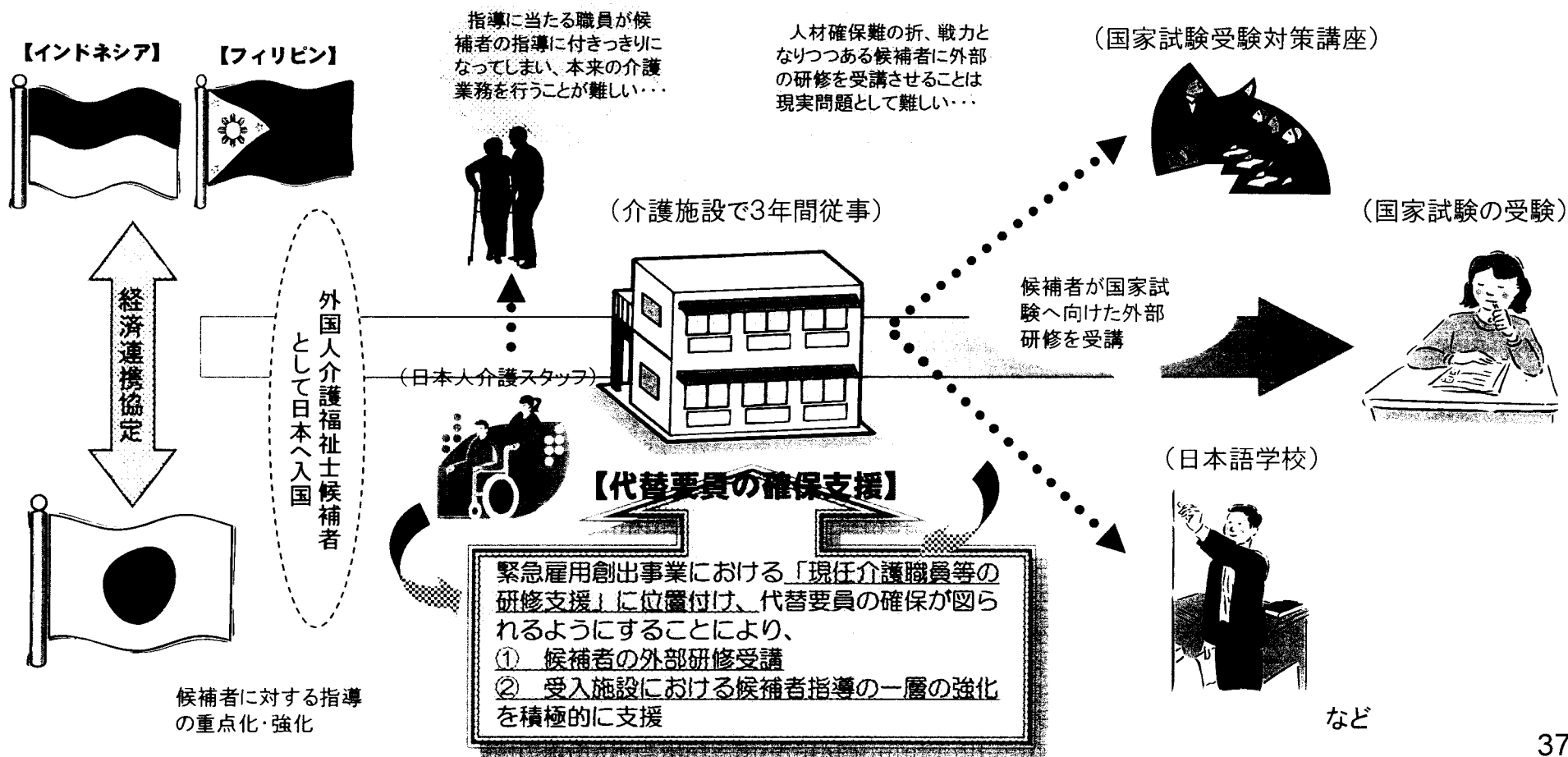
2. キャリア形成訪問指導事業

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)。(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約 1, 0 6 2 億円

3 交付金の交付先

交付金は申請に基づき、都道府県に交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】

○ 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、
肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、
内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者通勤寮、短期入所事業所

○ 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、
精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70～80%」
ただし、財特法又は特措法に基づき
国の補助の特例を受ける場合は
「通常の融資率+5%」(上限80%)



一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて
「財投イコール～財投+0.5%」
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」



一律「財投▲0.5%」(5年間)
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率



耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付の対象



- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

資金使途

物価高騰に伴い一時的に
必要となった資金
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の
変化により必要となった資金

貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

社会福祉施設等設備整備費補助金の概要

1 目的

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、社会福祉施設等の生活に必要な不可欠な地震・火災などの緊急情報が得られるよう、地上デジタル放送を視聴できる環境を整備し、もって、社会福祉施設等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 事業内容

地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる設備を補助するものである。

3 予算額 平成21年度補正予算額 113億円

4 対象施設

保護関係施設 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設、社会事業授産施設

障害者関係施設 障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、障害者支援施設、共同生活介護、共同生活援助、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホームB型、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)、精神障害者退院支援施設、福祉ホーム

介護関係施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム

児童関係施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、保育所、児童家庭支援センター、児童厚生施設、放課後児童クラブ、自立支援ホーム

※ ただし、公立施設を除く。

5 補助対象

デジタルテレビ及びデジタルチューナー 170千円

アンテナ工事費 200千円

6 補助率 国 1/2 設置者 1/2

7. 母子家庭の母親に対する資格取得支援

経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際的生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

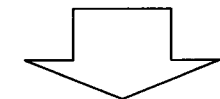
職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援

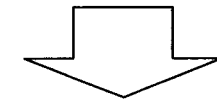
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

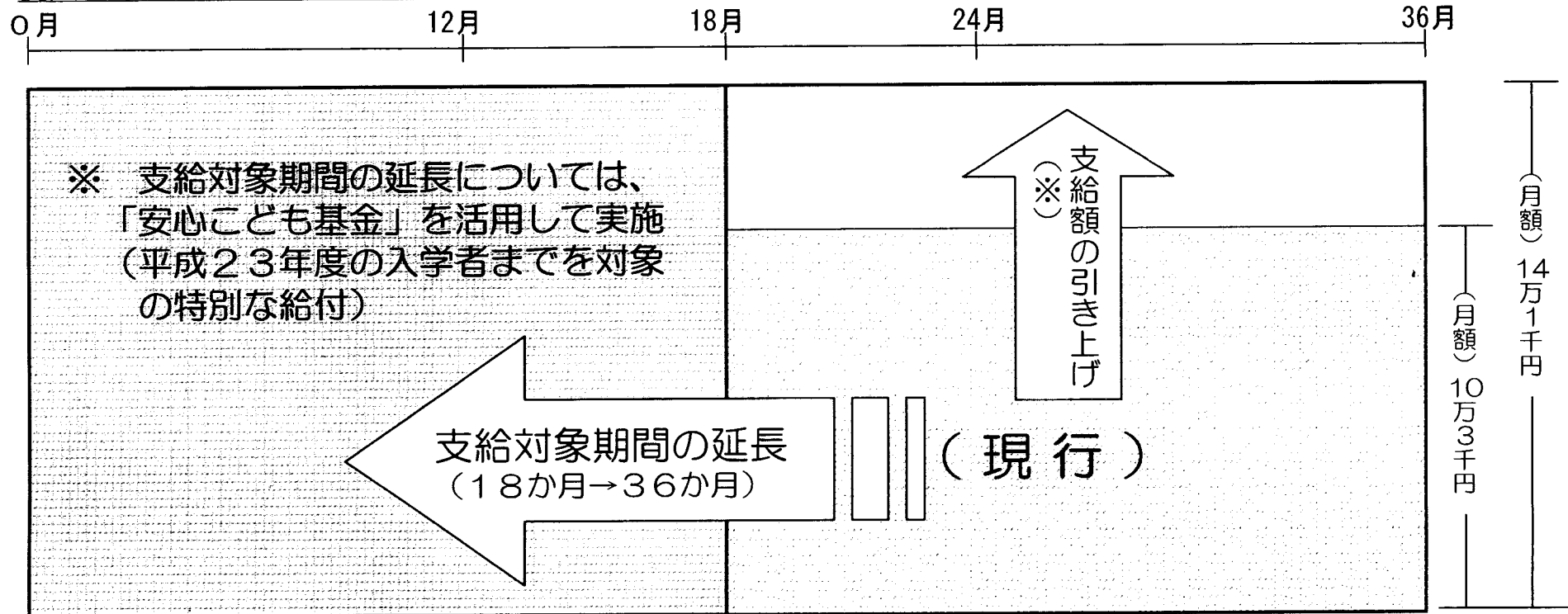
★の事業については、父子家庭も対象。

高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、**高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】**
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、**支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】**

[対象資格]：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、（月額）51,500円から月額70,500円へ引き上げ

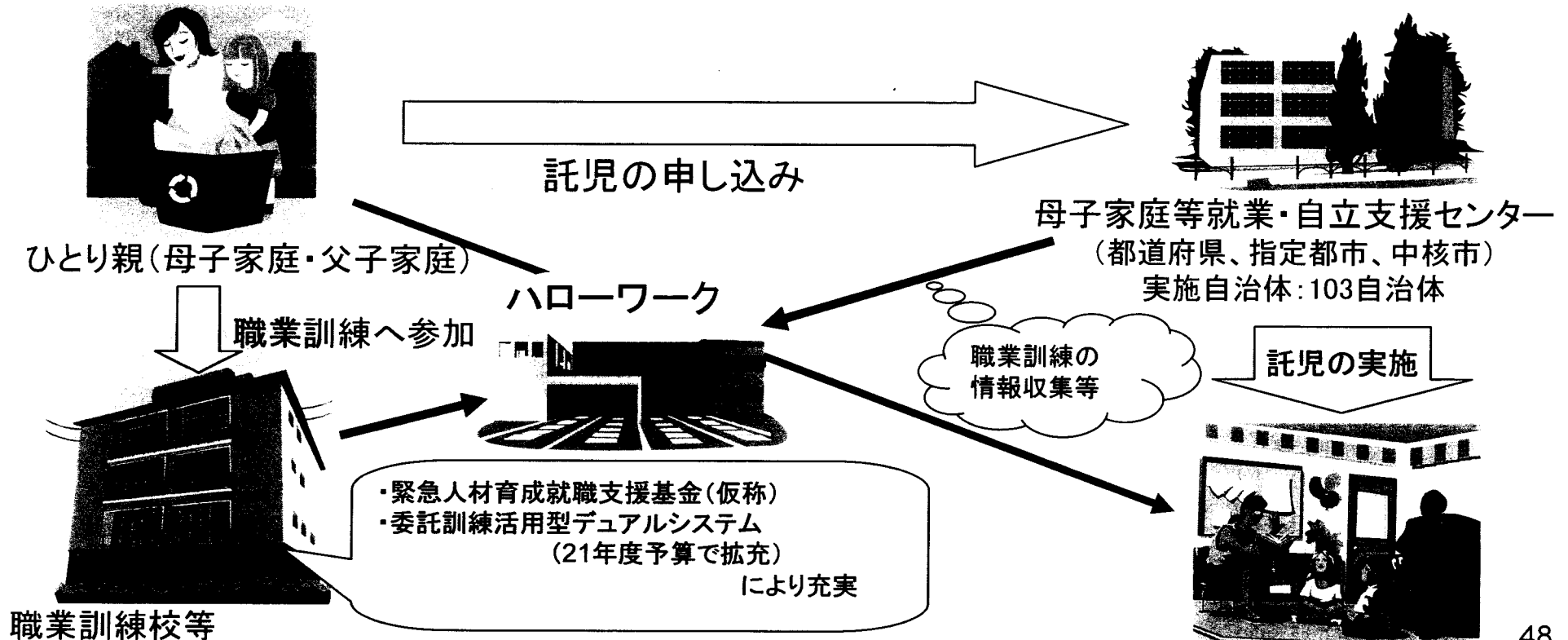
職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもへの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援 【安心こども基金】

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。



○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。

